

建設業許可を受けられた皆様へ

～許可を受けた後の注意事項～

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

建設業の許可を受けられた皆様に知っておいていただきたいことのうち、主なものを以下にまとめています。ご一読いただき、不明な点等は巻末の問い合わせ先までお尋ねください。

1. 許可行政庁への届出義務等

建設業の許可を受けた者には、様々な届出義務が課せられています。許可を受けた後、以下に該当した場合は、提出期限内に届け出てください。

○届 出 先：管轄の県土整備事務所（局）

○提出部数：正本1部 副本2部 合計3部

※添付書類等の詳細については、巻末の建設産業対策室ホームページをご参照ください。

(1) 変更等の届出

No.	変 更 事 項		届 出 書 様 式	添 付 書 類	提 出 期 限
1	商号又は名称		22-2	①登記事項証明書 ※個人の場合不要 ②定款 ※組織変更の場合のみ	事実の発生したときから 30日以内
2	営業所	名称、所在地	22-2	①登記事項証明書（変更を要する場合のみ） ※個人の場合不要	
		業種の追加・ 削除・廃止	22-2	①登記事項証明書（変更を要する場合のみ） ※個人の場合不要 ※同時に別途No.9の届出が必要です。	
		新設	22-2	①No.9の届出書及び添付書類 ②No.10の添付書類 ③登記事項証明書 ※変更を要する場合のみ	
3	資本金・出資金		22-2	①株主（出資者）調書（様式第14号） ②登記事項証明書	
4	役員等	新任	22-2	①役員等の一覧表（様式第1号別紙1） ②誓約書（様式第6号） ③許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号） ④登記事項証明書 ⑤法務局発行の成年被後見人等として登記されていないことの証明書（株主等は不要） ⑥市町村発行の身分証明書（株主等は不要） ⑦株主（出資者）調書（様式第14号）（役員、顧問、相談役の場合は不要）	
		退任	22-2	①役員等の一覧表（様式第1号別紙1） ②登記事項証明書	
5	個人事業主又は支配人の 氏名（改姓・改名）		22-2	①戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人事業主のみ ②登記事項証明書 ※支配人のみ	
6	支配人 （事業主にかわ って営業に関す る一切の行為を なす権限を有す る使用人）	新任	22-2	①誓約書（様式第6号） ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ④登記事項証明書 ⑤法務局発行の成年被後見人等として登記されていないことの証明書 ⑥市町村発行の身分証明書 ⑦常勤性確認書類（注1）	
		退任	22-2	①登記事項証明書	

No.	変更事項		届出書様式	添付書類	提出期限	
7	常勤役員等 (経營業務の管理責任者等)	変更・追加	7	①経験確認書類(注2) ②常勤性確認書類(注1) ※改姓・改名の場合→①、②に代えて下記書類添付 〔個人事業主〕 戸籍抄本又は住民票抄本 〔役員、支配人〕 登記事項証明書 ③常勤役員等の証明書及び略歴書(様式第7号及び別紙、又は様式第7号の2及び別紙) ④変更届出書(様式第22号の2)(第一面のみ)	事実の発生したときから2週間以内	
		削除	22-3	①変更届出書(様式第22号の2)(第一面のみ)		
8	健康保険等の加入状況	加入区分	7-3	①健康保険等の加入状況(様式7号の3) ②健康保険等の加入状況の確認資料 ※従業員人数のみの変更の場合は、No.12で提出 ③変更届出書(様式第22号の2)(第一面のみ)		
9	営業所技術者等	変更・追加	8	①技術者の資格等の確認書類 ・卒業証明書+実務経験証明書(様式第9号) ・実務経験証明書(様式第9号) ・資格証明書等の写し ・監理技術者資格者証 ②常勤性確認書類(注1) ※改姓・改名の場合→①、②に代えて戸籍抄本又は住民票抄本を添付 ※変更又は改姓・改名の場合、従前の者又は変更前の氏名について8(1)による削除の届が別途必要 ③営業所技術者等一覧表(様式第1号別紙4) ④変更届出書(様式第22号の2)(第一面のみ)		
		削除	22-3	※一部廃業等により削除した場合 ①変更届出書(様式第22号の2)(第一面のみ)		
10	営業所の代表者		22-2	①誓約書(様式第6号) ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ④法務局発行の成年被後見人等として登記されていないことの証明書 ⑤市町村発行の身分証明書		
11	欠格要件に該当したとき		22-3	建設業法第8条第1号及び7号から14号までのいずれかに該当した場合(注4)		
12	毎事業年度(決算期)を経過したとき		別紙8	①工事経歴書(様式第2号) ②直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ③事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額) ④財務諸表等 〔法人〕 ・貸借対照表(様式第15号) ・損益計算書 完成工事原価報告書(様式第16号) ・株主資本金等変動計算書(様式第17号) ・注記表(様式第17号の2) ・附属明細表(様式第17号の3) ※特例有限会社を除く株式会社で資本金の額が1億円超の場合等に必要 ・事業報告書※特例有限会社を除く株式会社のみ 〔個人〕 ・貸借対照表(様式第18号) ・損益計算書(様式第19号) ※以下は変更があった場合のみ添付 ⑤使用人数(様式第4号) ⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ⑦定款 ⑧健康保険等の加入状況(様式7号の3) No.8と注意		毎事業年度経過後4月以内(注3)

- (注1) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写)、申請直前の確定申告書(控)〔職業、屋号記載有のもの〕等
- (注2) 役員経験 → 登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本(期間分)
事業主経験 → 確定申告書(控)〔職業・屋号等記載有のもの、期間分〕
- (注3) 毎事業年度4月以内が提出期限ですが、事務処理上、変更後は速やかな届出をお願いします。
- (注4) 次のいずれかに該当した場合
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ・建設業法(以下「法」という。)、建設工場の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの(※1)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号(法人でその役員等のうちに法第八条第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの
 - ・法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、法第八条第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者(第二号に該当する者についてはその者が法第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が法第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が法第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。)のあるもの
 - ・個人で政令で定める使用人のうちに、法第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者(第二号に該当する者についてはその者が法第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が法第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が法第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。)のあるもの
 - ・暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ※1 建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの**
- ・建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九条第一項又は第十項前段(これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)
 - ・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第五十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)
 - ・都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第九十一条
 - ・景観法(平成十六年法律第百十号)第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第一百一条
 - ・労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五条の規定に違反した者に係る同法第一百七条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第一項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第四十四条の規定により適用される場合を含む。第七条の三第三号において同じ。))の規定により適用される場合を含む。))又は労働基準法第六十六条の規定に違反した者に係る同法第一百八条第一項
 - ・職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四十四条の規定に違反した者に係る同法第六十四条
 - ・労働者派遣法第四条第一項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第五十九条

(2) 廃業等の届出

届出区分	事例	届出義務者	届出書様式	添付書類	提出期限
法人	法人が合併により消滅した場合(認可申請を行わない場合)	消滅会社の役員	22-4		事実の発生したときから30日以内
	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人	22-4	裁判所発行の身分証明書又は管財人選任通知(写)	
	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人	22-4	法務局発行の清算人の印鑑証明書 ※廃業届に清算人の実印押印	
	許可を受けた建設業を廃止した場合	役員	22-4		
個人	許可に係る建設業者が死亡した場合(認可申請を行わない場合)	相続人	22-4	戸籍抄本(亡くなった者との間柄を証する書類)	
	許可を受けた建設業を廃止した場合	本人	22-4		

(3) その他

次の場合は、許可申請が必要になりますのでご注意ください。

○許可の更新の申請

建設業の許可の有効期間は、許可日から5年間です。引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間満了日の30日前までに、管轄の県土整備事務所(局)に許可申請書を提出して下さい。

なお、更新の許可申請書を提出している場合は、有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効です。

○許可換え新規申請

次の場合には、許可換えの許可申請が必要です。“許可換え”といっても許可行政庁が異なることとなりますので、手続上は新規の許可申請となります。

- ・国土交通大臣の許可を受けた者が島根県内にのみ営業所を有することとなったとき
大臣許可→島根県知事許可
- ・島根県知事の許可を受けた者が、島根県内の営業所を廃止して、他の都道府県に営業所を設置することとなったとき
島根県知事許可→△△県知事許可
- ・島根県知事の許可を受けた者が、他の都道府県にも営業所を有することとなったとき
島根県知事許可→大臣許可

○個人業を法人化した場合の申請(法人成新規申請又は事業承継申請)

個人業で許可を受けた方が、その後、法人(会社)を設立した場合は、「事業承継申請」又は、「個人業の廃業届の提出とともに、改めて法人としての新規許可申請」が必要です。

○一般建設業許可と特定建設業許可

一般・特定どちらの許可も、請負額の制限はありませんが、発注者から直接工事を請け負い、5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請契約して工事を施工しようとする場合には、特定建設業の許可を受けなければなりません。

2. 標識の掲示義務

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げなければなりません。

○建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

↑ 3.5cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
この店舗で営業している建設業				
← 40cm以上 →				

〔記載要領〕

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

○建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 2.5cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事		
	許可年月日			
← 35cm以上 →				

〔記載要領〕

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

3. その他の義務

建設業の許可を受けた者には、上記のほかにもさまざまな義務が課せられていますが、主なものとしては、

- 帳簿の備え付け・保存義務
- 契約の締結に関する義務
- 工事現場における施工体制等に関する義務
- 下請代金の支払いに関する義務

などがあります。

詳細については、「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A（国土交通省中国地方整備局）」などでご確認ください（巻末のホームページ参照）。

4. 建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や入札契約適正化法等に違反すると建設業法の監督処分の対象となります。監督処分には「指示処分」「営業停止処分」「許可の取消処分」の3種類があります。

5. 参考事項

(1) 建設工事紛争審査会

建設工事紛争審査会は、“工事に雨漏りなどの欠陥（瑕疵）があるのに補修してくれない”“工事代金を支払ってもらえない”といった建設工事の請負契約を巡る紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されています。

〔中央建設工事紛争審査会のホームページ〕

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_mnl_000101.html

(2) 建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等に関するトラブルの相談窓口として、「建設業取引適正化センター」が設けられています。（設置主体：（財）建設業適正取引推進機構）

〔建設業取引適正化センターのホームページ〕

<http://www.tekitori.or.jp/consultation/>

(3) 駆け込みホットライン

国土交通省各地方整備局の「建設業法令遵守推進本部」に、主に大臣許可業者を対象に“元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反”“工事の施工現場に関する法令違反”“虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反”などの情報（通報）を受け付ける「駆け込みホットライン」が開設されています。

〔駆け込みホットライン〕

Fax: 0570-018-241

Emai : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【その他の参考ホームページ】

○島根県土木部土木総務課建設産業対策室のホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/

（建設業許可申請について）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/kyoka/sinnsei.html>

建設業許可申請の手引、許可関係様式等を掲載しています。

（建設業法の遵守について）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/junshu/>

- ・建設業法Q&A（島根県土木部土木総務課建設産業対策室）
…建設業法に基づく技術者の配置等についてQ&A形式で解説しています。
- ・建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A（国土交通省中国地方整備局）
…技術者配置、施工体制台帳、請負契約書、一括下請等の詳細について記載しています。
- ・建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省総合政策局建設業課）
…元請負人と下請負人との関係に係る留意点について、具体的に示しています。
- ・監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省総合政策局建設業課）
…監理技術者及び主任技術者制度の運用について記載しています。
などの資料を掲載しています。

（建設工事の請負契約に関するトラブルについて）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/shinsakai/>
建設工事紛争審査会について説明しています。

○国土交通省のリサイクルホームページ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_03030302law2.htm

~~~~~ 建設業法に関して、ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせ下さい ~~~~~

|               |         |                    |
|---------------|---------|--------------------|
| 島根県 土木部 土木総務課 | 建設産業対策室 | TEL : 0852-22-5185 |
| 島根県松江県土整備事務所  | 契約業務課   | TEL : 0852-32-5721 |
| 島根県雲南県土整備事務所  | 契約業務課   | TEL : 0854-42-9588 |
| 島根県出雲県土整備事務所  | 契約業務課   | TEL : 0853-30-5618 |
| 島根県県央県土整備事務所  | 契約業務課   | TEL : 0855-72-9605 |
| 島根県浜田県土整備事務所  | 契約業務課   | TEL : 0855-29-5656 |
| 島根県益田県土整備事務所  | 契約業務課   | TEL : 0856-31-9635 |
| 島根県隠岐支庁県土整備局  | 総務課     | TEL : 08512-2-9726 |

R7.2